

# 「子どもの権利条例」とは

～ 今、なぜ子どもの権利条例なのか ～

講師：高木章成さん

((特)子どもの権利条約総合研究所特別研究員)

日時 1月13日(火) 13:30～

場所 越前市福祉健康センター・大会議室

参加費 無料

主催 福井県女性議員の会

昨今、子どもを取り巻く状況は、衝撃的な事件や家族の崩壊、いじめ、虐待、不登校など社会問題化し、大変深刻になって来ています。

一方で、少子・高齢化が進む中、少子化対策や次世代育成支援など、各自治体は様々な取り組みをしていますが、地方分権が進む中でその役割と責任は今後一段と大きくなってきており、子どもの施策を総合的かつ継続的・安定的に推進していくための条例が全国で制定されるようになりました。

このような中で私たちも、地域の未来をつくる「子どもが輝くまち」をめざして、社会全体で子育てそして「子育て」を支援する法的根拠となる「子どもの権利条例」についてみなさんと共に学びたいと思います。

お忙しいとは存じますが、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 【講師プロフィール】高木 章成 (たかぎ あきなり)

1975年、東京都生まれ。成蹊大学法学部政治学科卒、法政大学大学院社会科学部政治学専攻修士課程修了。修士論文は「東京都による『障害者就労支援政策』の形成に関する一考察～小規模作業所への補助施策を中心に～」。

現在、同大学院政治学研究科博士後期課程在籍。専攻は、行政学・地方自治論・政策研究。06年より非営利特定活動法人「子どもの権利条約総合研究所」特別研究員、07年より「子どもの権利条約ネットワーク」運営委員ほか。

近著として、『子どもの権利条例』制定をめぐる政策過程の一考察(江橋崇編著『グローバル・コンパクトの新展開(法政大学現代法研究所叢書)』所収)、「2007年度の『子ども条例』制定動向の特徴と課題～条例の増加をもたらすもの(子ども条例と子ども支援施策の展開)」(子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』第13号所収)等がある。